

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 騎西鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>先から 行田市大字樋上字青柳七八〇番一 地 先から 同市大字樋上字青柳七三〇番三 地 先 まで</p>	<p>先から 行田市大字樋上字青柳七八〇番一 地 先から 同市大字樋上字青柳七二八番四 地 先 まで</p>	<p>先から 行田市大字樋上字青柳七八〇番一 地 先から 同市大字樋上字青柳七二八番四 地 先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・五〇 〃 一一二・〇〇</p>	<p>五・七〇 〃 七・九七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	
<p>一二六・八七</p>	<p>一三〇・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
			<p>備 考</p>